

## 特定非営利活動法人 チャイルズ 会則

(平成26年4月 1日現在)

(チャイルズとは)

- ・この法人は、特定非営利活動法人チャイルズといます。
- ・事務所所在地  
〒552-0003 大阪府大阪市港区磯路2丁目12-1号棟-118号室  
電話・FAX 06-4977-5131  
メールアドレス infomation\_npo@childs.jp.org  
HP アドレス <http://www.childs.jp.org/>

(チャイルズの活動趣旨)

- ・発達障がい、知的障がいを持つ児童や、きょうだい児を含めたその家族の生活の質的向上を目指し、その子育て支援に寄与すること。
- ・社会参加が困難な発達障がい児、知的障がい児に、活動の場を提供し、将来にわたり社会参加を促すこと。
- ・発達障がい、知的障がいそれぞれの障害特性に特化した対応方法を学び、相互に情報交換しながら、発達障がい児、知的障がい児とその家族の社会からの孤立や児童虐待を防ぎ、ひいては引きこもりやニート対策の取り組みも行うこと。
- ・地域社会への啓発活動や、障害の種別を問わず、バリアフリー対策に貢献すること。

(入会について)

- ・会員は次の2種があります
  - ☆ 正会員 当法人の目的に賛同して活動に協力する入会した個人及び団体。
  - ☆ 賛助会員 当法人の事業を賛助して入会した個人及び団体。
- ・入会にあたって特に条件は定めていません。
- ・入会をご希望の方は、月会費を振込していただきます。また「入会届」に必要事項をご記入の上、事務所までご持参いただくか、定例会に参加された際に担当者までお渡しく下さい。
- ・お問い合わせはinfomation\_npo@childs.jp.org まで、お願いいたします。

※ ただし入会をお断りする場合があります。

特定非営利活動促進法

☆ 第2条第2項第2号 ☆

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと

ハ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

☆ 第12条第1項第3号 ☆

イ 暴力団でないこと

ロ 暴力団の統制下にある団体でないこと

ハ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）の統制の下にある団体でないこと。

ニ 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

( 退会について )

- ・退会をご希望の方は「退会届」に必要事項をご記入の上、事務所まで郵送またはご持参ください。  
また1年以上会費を滞納された場合は、自動的に退会の手続きをさせていただきます。
- ・当法人の定款に違反された時、当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をされた時は、総会の議決の上、除名となります。

( 会費について )

- (1) 正会員・・・会費 1000円×月数
- (2) 賛助会員・・・会費 6000円

※ 入会月より年度分を一括にまとめてお振込みください。ただし正会員への入会希望の方は、入会希望日とその月の定例会終了後であった場合、翌月1日の入会扱いとさせていただきます。

※ 既納の月会費及びその他の拠出金品は、年度途中で退会された場合でも返還しませんので、ご注意ください。

振込先

ゆうちょ銀行

[記号] 14130 [番号] 58860051

[口座名] 特定非営利活動法人チャイルズ

(他行口座からは)

ゆうちょ銀行

四一八(よんいちはち) 普通口座 5886005

名義人 特定非営利活動法人チャイルズ

金額 (正会員) 申込月から翌年3月迄の月数×1,000円(月会費)

(賛助会員) 6,000円

※通信欄に「正会員・会費」または「賛助会員・会費」と記入して下さい。